

議長（杉原豊喜君）

なお、その際の市長の答弁について、一部修正した方がよい言葉がありましたので、議長において発言の修正を行いますので、御了承願います。

それでは、日程に基づき市政事務に対する一般質問を続けます。

日程から見まして、本日は7番古川議員の質問まで終わりたいと思います。

それでは、通告の順序に従いまして、22番平野議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。質問に入ります前に、一昨日の台風13号は、九州・沖縄、中国地方など、死傷者、家屋の倒壊、損壊、農作物への被害など、甚大な影響を与えました。武雄市の災害状況は、先ほど市長、総務部長から中間的な取りまとめが報告されたとおりであります。被害を受けられておられる方々、心からお見舞い申し上げます。と同時に、復旧に当たって一昨日から休み返上で被害実態の把握、復旧に取り組んでおられる市長を初めとした市職員の皆さん方に心から敬意を表するものであります。

では、通告に従いまして、私の一般質問を始めていきたいと思っております。

第1は、郵政民営化がもたらす武雄市への影響についてであります。

その第1は、特定郵便局の集配業務の廃止についてでありますけれども、日本郵政公社は6月28日、郵便物の収集配達、貯金や保険の集金を行う全国4,696の集配郵便局のうち、1,048局で集配業務を廃止することなど、これを盛り込んだ郵便局再編計画を発表いたしました。佐賀県の場合、現在の集配局数49のうち、統括センター8、武雄市もこれに入りますけれども、配達センター33、窓口のみを行う郵便局は8局にするという内容です。

この8局のうち、北方局、西川登局、若木局、三間坂局、この4局、いわば全体の制度中の50%が武雄に集中している。これは私も7月14日に熊本郵政公社に要請行動に行きました。どうして武雄市に集中するのかという質問を行いましたけれども、いわば交通利便性、あるいは現在の武雄郵便局の敷地の広さ、こういうことから県内で一番大きい統括センターにしていく、こういう事業部長の答弁でありました。

これらの郵便局は、集配局がなくなる周辺部の郵便局につきましては、地域の方々と顔と顔でつながった濃密な信頼関係、これを築き上げて営々と業務がなされてきました。貯金、保険の集金も大切な触れ合いの機会であり、これらが窓口のみになりますと、身近で中身の濃い安心・安全の関係が後退することになるのは、だれの目にも明らかであります。

そこで、この発表以来、市としてはどんな取り組みをされてきているのか、実施が18年の9月、我が党が発行している赤旗の報道によりますと、9月11日から着手は始まったという報道もありました。この中には佐賀県は入っておりませんでした。佐賀の統括センターから自治体に対して、あるいは議会に対して、もしいろんな疑問があれば出向いていって説明い

たしますと、こういう話も8月10日、佐賀の統括センターに私も出向いていったときにそういう話がありました。市長みずからこの問題についてどう説明を受けたのか、あるいは統括センターからの説明があっているのか、今後の取り組みについて、市長の答弁をまずお願いしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

集配業務廃止の関係で、私から答弁をいたします。

まず、私の方には郵政公社並びに総務省の方より、全国的な流れといたしましてこういったことを考えているという報告が内々あったところであります。その後、具体的には県の郵政公社の本部長さんから、さっき議員がお話しされたような同じことを私の方に説明があったところであります。

私の基本的認識といたしましては、これは仕方がないということを思っております。ここでいたずらに反対をするよりは、むしろ郵政公社さんがきちんと住民、あるいは市民のことを考えた上で、しっかりとしたサービスの低下を招かない、あるいは住民への周知を的確に行っていただく、これを前提にし、再編計画に対して本市としては反対の申し出をしなかったところであります。

いずれにいたしましても、住民の皆さんへの周知徹底、そしてサービスの低下を招かないということは、また私の方から制度をもう少し詰める段階で改めて市政を預かる者としてお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

冒頭から市長が、これは仕方がないことだと、そういうあきらめたんじゃ、何の取り組みも始まっていきませんね、少々驚きましたけれども。武雄市議会は、平成16年12月に「郵政事業の民営化に反対する意見書」を採択しました。郵便局ネットワークを崩壊させることのないよう、そういう内容であります。ことしの7月14日には、先ほど言いましたように日本共産党の奈良県の委員会と関係市町村、再編計画を抱えている市町村の党の議員として30名ほど九州郵政公社に集まって、いわば安武事業部長を中心にして要請行動を行いました。

そこで、どういう申し入れをしたかといいますと、郵便局の集配業務統廃合計画を直ちに撤回し、住民サービスの維持、充実を求める内容で要請を行ったわけでありまして。8月1日に回答が寄せられました、郵政公社の生田総裁ですか。離島を抱える鹿児島、長崎など13局、これは実施を延期する、いわば当日配達を保障する。あるいは、サービス低下を招かない。

これは郵政民営化法案の論議の際に附帯決議として明確にされております。市長もこの附帯決議を前提にして先ほどの答弁があったのか、少々疑問が残るところでありますけれども、この附帯決議の中身を見ますと、ちょっと長いですから短く言いますけれども、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期すこと、これが附帯決議の中心だろうと思うんです。

ところが、離島を抱えている鹿児島、長崎、そういうところは当日配達保障ができない。窓口だけを残すんでは、その保障はないですね。ですから、13局は延期すると。これは来年の3月までに実施する内容ですけれども、これは延期せざるを得ない。その後、幾つかまたふえまして、新潟県で、北海道でもふえました。こういう実態を調査した上で、そうした上で本当にサービスが低下しないのかどうなのか、ここを検証した上で新たな方針が展開されたと、そう認識をいたしております。

回答の中身を見ますと、3点にわたっています。集配業務は集約されても郵便局は存置し、郵便局ネットワークはこれまでどおり維持すると。これは、当然といえば当然です。二つ目は、郵便貯金、簡易保険の外務サービスはこれまで同様に行う。集配業務は廃止するけれども、その窓口は残しておく。従来よりも人員が減らされますので、全体で1,000名の人員削減が計画されているわけですから、人が減るとそれだけサービスが低下するのは、物理的にこれは明らかであります。

もう一つは、ひまわりサービス等の社会貢献施策、これは引き続き実施する。佐賀県はこのひまわりサービスというのは、調べてみると県内であっていませんでした。いわば一声かける。高齢者、ひとり暮らしの家庭、そういうところに一声かけて安否を確認する。何かあったときには市に連絡をする。そういう協定を結んでやっているところ、市長、聞いていますか。そういうひまわりサービスは従来どおりやるんだと。武雄市も何らかの業務提携があるだろうと調べてみましたけれども、これは平成13年11月8日、廃棄物の不法投棄対策に関する協定書ということで、協定の中身、三つに分けて武雄市と郵便局と協定を結んでおられます。ひまわりサービスとは違いますけれども、そういう郵便局がこれまで果たしてきている社会的貢献施策、これは維持するんだと、これが答弁の中身であります。

そこで、市長にお伺いしたいんですけれども、附帯決議にあるように、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期す、これは市内四つの関係者の方々にいろいろ話を聞きましたけれども、今まで自配がされていた四つの局が全部武雄に集中される。すると、武雄からそれぞれ若木、西川登、武内、三間坂、北方、配達しなきゃいけないね。そうすると、やっぱり人と人との、顔と顔のつながりの親密な、濃密な信頼関係というのは物理的にできなくなる。あるいは、当日配達も武雄から一番遠いところで20キロ以上あるんでしょうか、配達しなきゃならないと。それこそ配達のための業務に集中せざるを得ない状況というのが生まれてくる、毎日じゃないにしてもね。

これまで一声かける、高齢者世帯、ひとり暮らしのお年寄りのところにしゃべりながらという余裕が全くなくなってしまいます。武雄市が結んでいる不法投棄のところも、わき見運転でなくなりそうですね。そういう従来の協定はまだ生きていると思うんですけども、この協定の期間というのは締結より1年間とし、その後、甲または乙から特に申し出がない場合には、この協定書は維持すると。サービスの充実した場合には、武雄の場合は廃棄物の不法投棄に関する協定だけじゃなくて、郵便局が持つ、これまで営々として築き上げてきた地域との信頼関係ですね、そういう関係はどう維持されていくのか、市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

郵政業務について、私の方から答弁をいたします。

まず、2点に分けて考えたいというふうに思っております。

一つは、いわゆる郵便物の宅配の純粋なサービスの件であります。これについては、私が報告を受けているところでは、日単位でおくれることはないというふうに聞いております。

それと、もう1点です。今まで郵政公社そのものというのは、明治以来、我々地域住民のところに深く根差したものであります。これについても、私たちからは基本的にそういった地域の信頼関係等を損なわないような要請行動は、これはしなければいけないというふうに思っております。

ただ、1点留意をしなければいけないのは、この郵便の職員の皆さんが、いわゆる我々の税金で養われていたという事実であります。これについては、今そういった税金の振り向け先が非常に論議になっております。こういった観点で、そういったサービスも裏打ちはボランティア精神ではなくして、その存在そのものが税金によって立っていたということを考えますと、そのサービスというのは我々の出した税金等に見合うのか、見合わないのか、これについては考えなければいけないところかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、市長の答弁を追っていきますと随分時間がかかりますので、一言だけ言いますと、税金で給料が払われたと、これは随分国会で論議になっていたことですね。配達業務のコストで見ますと、それだけ割に合わない面がありますけれども、ほかに郵便局というのは貯金もあり、簡易保険の業務もやっていますね。その他に事業もやっています。ですから、郵便局のトータルの事業の中では、一般会計からの税金の投入で給与を払われるということはない

い。これは国会で随分論議された内容ですよ。これは、それ以上言いませんけれども。

ですから、実際の話をした方がいいと思いますけれども、周辺部の局の人たちというのは、郵便物の収集配達だけじゃなくて、貯金も簡保もやっておられるんですよね。簡易保険もやっておられる。ですから、そういう信頼関係がありますので、年金が入りましたと、だから、貯金したいと思いますので来ていただけますかというひとり暮らしのおばあちゃんが、例えば連絡をする。出かけて行って、年金の受取書を渡して、そして郵便貯金に入れて、そしてまたその貯金を持って帰る、こういう関係ができるんですね。ところが、全部武雄郵便局に集中されていきますと、それはできなくなる。当日配達という配達業務だけに限定しますと、これは可能かもしれません。つうと走っていけばいいわけですからね。だけど、今までやっていた郵便貯金、それから簡易保険、これが窓口業務だけになる。

ある離島では6人職員がおる。集配業務が廃止になりますので、郵便局に1人しか残らない。これで窓口をやる。そうすると、小包が届いた、書留が届いた。書留を持っていったり、小包を持っていったりしたときに、ああ、あそこのおばあちゃん、今ごろ畑で仕事されている。そこにちょっと行く余裕があった。これができなくなる。留守の場合には持って帰って保管しておく。また連絡をして持っていける。こういう業務が全部武雄郵便局に集中されていくんですね。農村部の人たちはなかなかとりに来られませんよ、高齢者は。バスの便も悪いですからね。ところが、要請行動の中では届けますと。届けられませんとは言えませんよね。届けます。果たしてこれが物理的に可能かどうか、あるいはそういうことをなかなかじみのない局員さんをお願いできるのかという信頼関係も改めて作り上げていかなきゃならない。

そうしていきますと、先ほど附帯決議と言いましたけれども、万が一にも国民の利便に支障が生じることのないよう万全を期すと、言葉ではそう言っても、実際にどうなのかという点で大いに疑問が残るところであります。引き続き仕方がないという立場で流すのではなくて、実態を調べて改善すべきことがあれば要求していく、それを強く要請しておきたいというふうに思います。

次に、かんぼの宿武雄の撤退についてであります。これについては、市長の今後の対応について聞いていきたいと思います。

これも日本郵政公社は、簡易保養センターなど保有するかんぼの宿など120カ所、このうち採算が悪化しているところ、こういう理由をつけていますね、平成16年度決算で収支94を超え切れなかったところとか、あるいは90以上超え切れなかったところだとか、そういう基準を設けて撤退の方向を示したと。まさに一方的な通知がなされて、武雄市にも文書が来ているというふうに思います。

日時からいいますと、来年の2月28日で宿泊客はもう打ちどめ、3月いっぱいに残務整理をやって、そしてあとは撤退すると。しかし、県と地方自治体に意向調査が来ていますね。

こういうことがなされているわけですがけれども、観光の拠点として地域の雇用の場、これは関係者に話を聞きましたら、55名働いておられる。そのうち8名が郵政公社の職員、あとは調理関係で35名、その他嘱託職員等々で地元の雇用が中心になっています。こういう雇用の場がなくなってしまうのではないかと心配、もう一つは、地元の食材の仕入れ業者、あるいは地元の食材、こういう点での経済的な効果というのがなくなってしまうのではないかと、そういうことを心配しながら、その関係者が言われるのは、民営化に賛成した方々は今何を考えているのでしょうかと。こういう何とも表現しにくいような雰囲気でしたけれども、非常に残念だという気持ちがありありとしておりました。

稼働率は高いんですね、武雄の宿というのは。宿泊数で年間4万人、そして、日帰り利用客が年10万人、宿泊定数120ですから稼働率は高い。しかし、採算の面では94、95とか、これはトータルで考えていきますと、平成16年度決算でどうだったのか。決算、全部郵政公社であるらしいですから、平成17年度決算でどうだったのか。

今、不況の中で、こういう公共の宿に限らず、民間の旅館業者もあえいでいますよね。宿泊数の減、観光客の減というのは。これは一つは社会的な要因が背景にあって、いわばここ1年を見ますと採算を割っているかもしれん。しかし、かんぼの宿が始まって、これは何年ですか。もう35年ですか。三十五、六年なっているでしょう。武雄が一番早い公共の宿ですよね。トータルで見ますと、その施設が果たした役割というのは極めて大きいように思うんです。

そこで郵政公社が、9月30日までに当該不動産の購入に関して、市の意向について勝手ではございますが、本当に勝手ですよ、8月2日付で出したんですからまことに勝手ではございますが、回答していただくようお願いしますと、こういう文書が来ていますね。そこで、武雄市としてはどう対応されていくのか、まず市長の見解からお伺いしていきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

かんぼの宿については、ある意味、武雄の観光のシンボル、武雄のシンボルだというふうに認識をしており、これはさきの定例記者会見においても、私の方から自分の言葉でそのようなことを申し述べたところであります。先ほどありましたように、9月末日をもって購入の意思、あるかないか問われていますので、購入の意思はあるという答弁をしたいと思いません。

議長（杉原豊喜君）

平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

この前、全協でもこの報告はありましたけれども、しかし、市長が購入の意思があるかどうかはまだ言えないと。検討中、県とも話を進めてきている。しかし、今、市長が改めて購入すると言い切られましたので、それは武雄市の、よく市長が言う潜在的な観光資源というのはすばらしい。潜在的な観光資源を掘り起こすというのは当然ですけれども、今ある観光資源をいかに守っていくかという前提がないと、観光産業としての経済といえますか、プラスになりませんか。

また、あそこは目立つんですね。私、毎日あそこを見ているんですよ、夜、昼、朝となく。そんなにしょっちゅう家にはおりませんが、ただ、光が入りますとね、あ、きょうはいっぱいお客さんが入っているなど。あれはどこから見えるのかと思ったら、北方の大崎あたりから既にもう見えますよね。これが名前はなんていいますか、北何とか岳というんですか。（「北ヶ倉」と呼ぶ者あり）ということらしいんですけども、あそこが消えるというと、本当にシンボリックなものがなくなってしまう。ですから、市長が購入の意思があると、これは積極的に評価したいんですけど、問題は額ですよ。どれだけで市が払い下げを受けようとしているのか。

これはアネックススポーツランドのときに、なかなか値段を言わないと、額を。まず、市が買う意思があれば値段の交渉に応じましょうと。なかなか郵政公社としては払い下げとしても金額を言わない。まず、購入する意思が先だと。しかし、これは一方的な交渉ですよ。大体こういうふうを考えている、資産価値はこうだということの評価しつつ、そして話し合いを進めていく。市の方にはこの前の全協では説明がありませんでしたけれども、購入価格だとか、払い下げ 払い下げというのはおかしいけれども、価格の設定というのは出ていないんですか。事務的なことを聞きますけれども。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

購入価格、条件等については、これは私が担当するつもりであります。極めて市政を寿夭視するような大事な案件でありますので、これは私がイニシアチブをとってやりたいというふうに思っております。

ただ、先ほど答弁をすればよかったんですけども、郵政公社からのオファーのあり方が、まず、当該自治体に購入の意思があるかないかを示してほしいと。その後の具体的な交渉については、郵政公社本体と武雄市長との間でやりたいということになっておりますので、今、具体的な金額等々について、私に対してオファーがあるということはありません。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長の意思が明確に出るかどうかが不安な点もありましたからね、保養村の整備構想を一体どう位置づけているのかという質問を準備していました。購入するというのであれば、改めて保養村の整備、その位置づけというのは改めて言う必要ないかわかりませんが、ただ、これまでの私の記憶では、もう既に返済されてしまったかわかりませんが、リゾート法が制定されたときに、地総債、恐らく17億円ぐらいかけて保養村一帯を整備したという記憶があるんです。まだ残っているかどうかわかりませんよ。

そういった意味で、これだけの金額をかけて保養村一帯が整備されました。観光客や市民が家族ぐるみでくつろげる西九州の保養の拠点としての整備を進めていきたい。これは保養村の第3次整備計画でもその位置づけは変わっていませんね。さらにそれを充実させていくということが言われております。滞在型の余暇活動の機能の充実、ですから、これは民間の宿泊施設と公共の宿泊施設の役割というのはおのずと違ってきているというふうに思うんです。ですから、当初、かんぼの宿を初めとして、いろんなその他の公共的な宿を集中させて保養村一帯を整備してきたと。周りの人たちから見ると、やはりそこを利用している方も多いうふうに聞いております。そういった意味では、当市の主要産業である観光面へのイメージダウンにつながらないように、その充実構想を求められているのではないかというふうに考えております。

最後に聞いておきましょうか。地総債で17億円かけて整備しましたですね。その中に入っているだろうと思うんですけれども、かんぼの宿武雄と、アネックススポーツランドと県立宇宙科学館、これらがあって、あそこのスカイバスのぼる君というんですか、あの開発計画を進めてきましたですね。340,000千円ぐらいかけてスカイバスのぼる君というのは武雄市の所有物として開発をし、稼働しております。これは今度の条例で変更がありますけどね。そういう意味では、保養村の整備構想の中でかつての地総債で借り入れた金額は、まだ借金返済されているのか、あるいは整備計画の中で新たに投入されようとしているのか、この件については最後に質問しておきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

確かに地域総合整備債で建設等行っておりまして、その債務についてはまだ若干残っているようでございます。また、金額については後だって報告させていただきます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

2番目の整備新幹線西九州ルートについて質問を移していきたいと思っております。



ここに、「整備新幹線の取扱いについて 平成16年12月16日政府・与党申合せ」という文書があります。当然市長も手元に持っておられると思うんですけども、ここから質問をしていきたいと思います。

この「整備新幹線の取扱いについて」という政府・与党の合意文書、この中で抜粋して読みますと、「公共事業のあり方について、効率化や重点化等の観点から見直しが進められている中、次が大事だと思うんですけども 期待感のみをふくらませることは慎むべきである」、これを基本的な考えとしているんだと。ここで言う期待感のみを膨らませるのは慎むべきだ、これは市長どうとらえておられるのか、ひとつ聞いておきたいと思います。

そして、「基本的な考え方」の次に「新たな区間の着工」、この中に「新たな区間の着工については、その際には、収支採算性、投資効果等を十分に吟味するとともに、JRの同意、並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意の取付等基本条件が整えられていることを確認した上で行う」「沿線地方公共団体が同意するに際し、並行在来線を第三セクターで経営する場合には、沿線地方公共団体はその経営見通しについて十分検討を行う必要がある」、そうしております。

これだけ合意文書で条件をつけられておりますね。いわば既に着工しているところ、これから着工しようと考えているところ、その際にこの条件がつけられる。いわば国策としての新幹線と、整備新幹線とはおのずと性格が違いますね。東海道新幹線、山陽新幹線、東北新幹線、北陸新幹線、この四つが国策として進められてきたと、国策としての新幹線は終わったと政府は認識していますね。ですから、整備新幹線法が1970年にできた。おのずと違うんだと。そこら辺も含めて、先ほどの期待感のみを膨らませることなく慎重に行いという申し合わせ文書と、そして、今言う整備新幹線と国策としての新幹線の位置づけは違う、これは市長、どう認識されているのか、まず答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、期待感のみを膨らませるということに関して言うと、私も全く立場は同じであります。しかし、今回の西九州新幹線については、その必要性並びにその後の波及効果等々については十分なものがあるというふうに認識をしておりますので、こういった現実的な側面と期待感が車の両輪となって今後国においてはきちんと決められるということ、さらに私は要望していきたいというふうに思っております。

それと、国策としての新幹線であります。私も国に長くいましたので、その立場は私もわかっているつもりであります。しかし、どうでしょうか。武雄の市民、あるいは佐賀県民に対して、国策としての新幹線、あるいは整備新幹線といったときに、果たしてその違いがどうなるのでしょうか。地域住民にとってみれば、それが通るか通らないかが問題であって、そ

ここに国策かどうかというのは、一地方自治体、あるいは一地方住民としては、余り議論の余地はない、そのように思っております。

そういった意味から、私は国策としての云々よりは、本当にこの地域にとって、西九州にとって大事かどうかということがさらに私は必要だと思っておりますので、首長としてその立場から要請をしていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

国策としての新幹線は終わったと、これは国の認識ですよ、国の法律に基づいてやってきたわけですから。整備新幹線との違い、基本的には地方自治体に財政負担を求めるかどうかですよ。ここが基本的な違いでしょう。ですから、地方自治体に財政負担を求める整備新幹線と、地方自治体に財政負担を求めないこれまでの国策としての新幹線、おのずと役割は違ってきますね。

地方自治体にどれだけの財政負担を求めていくのかと、それこそ費用対効果という問題が出てくるわけでしょう。経済の波及効果という問題が出てきますね。そうすると、費用対効果を論じる場合に、県の考え方というのは2通りあります。通告には波及効果と書いておりますけれども、県は直接便益性と経済波及効果、二つの側面から見ていっている。経済の波及効果というのは計測できない部分がある。県が示している考え方の中に、これは市長も当然認識されていると思うんですけれども、経済波及効果とは、新幹線開業に伴い観光客や買い物客がふえる、これは市長も説明会かれこれで言うておられますね。周辺の商業施設の収入増も考えられる。観光施設、商業施設、その関連業種の収入増も合わせて経済波及効果と言う、大体ここまでは私もわかります。

しかし、この数字は範囲がどこまで波及するかなど計測できない部分が大いなので、この数値では議論は普通しないと、これは県の説明でやっていますね。ただ、2,700億円かけて新幹線を通すんだと、建設していくんだと。直接的な経済、いわゆる雇用という側面から見ますと非常にわかりやすいですよ。これは工事が終わったらなくなってしまいますね。その受けた総費用に対して経済波及効果を分子とした場合に、どれだけのものが生まれてくるのかというのは、県の試算によると分母が総建設費のすべての費用ですね。それに対して経済波及効果というのは少ないですよ。県が試算している内容を見ますとね。

わかりやすいのは、さっき挙げていました直接便益という観点から言うと、時間短縮効果、これは大いに論議をされてきています。新聞でもその観点から報道もされてきました。いわば博多 - 長崎間の時間がどれだけ短縮されるか、これは非常にわかりやすいですよ。直接便益性という問題で言っているのはですね。ですから、県の説明会での論議も、直接便益とはという位置づけをして、新幹線を建設することにより時間の短縮やサービスの改善が図られ、

利用客がふえる。利用客の増加に伴うJRの収益の増加と時間短縮による利用者の経済的効果を合わせて直接便益と言う、これで費用対効果を議論するという県の位置づけがありますね。

そうしますと、これは長崎県が出した新しいパンフレットですが、ここに「九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の効果」というパンフレットがあります。スーパー特急方式でいきますと、やっぱり時間の短縮効果というのが、当該整備区間を整備した場合、現行1時間47分が1時間24分、23分短縮される。スーパー特急方式ですよ。これをフリーゲージトレインでいくと、現行1時間47分の博多 - 長崎間は整備新幹線の工事が終わりますと1時間19分、28分の短縮効果。武雄 - 博多間は大体10分程度と新聞報道されてきていますね。

そうしますと、総工費2,700億円かけてつくって、1分当たりの短縮効果で幾らになると、私なりに極めて単純ですけど、単純にした方がわかりやすいと思って計算してみますと、スーパー特急方式でいきますと、短縮するのに1時間200キロで走るということを前提に見ますと、スーパー特急でいくと1分当たり208億円、それから、フリーゲージトレインでいくと、この200キロを前提にして18分短縮効果があるというわけですから、1分当たり150億円。ですから、こういう2,700億円とも、諫早 - 長崎間まで入れると3,200億円とも言われる西九州ルート、長崎ルートですね、これだけの莫大な税金投入をして、そして18分だとか、武雄 - 博多間は10分間の短縮だとか、これだけの価値があるんだろうかと。孫子の代から見ますと、何であのとき新幹線を通さなかったのかという指摘もされると。これは借金を残すんですよ。我々がすべてこれを解決するわけじゃありません。いろんな借金を抱えて、そして孫子にそれを残すということになりますね。効果分だけじゃないですよ、財政を伴っていますから。

そこで、市長にお伺いしたいんですけど、各種世論調査がいっぱい出ているんですけども、まず長崎から行きましょうか。長崎新聞の平成16年6月25日、これは聞き取り調査で「必要」と答えた人31%、長崎新聞です。「不必要」と答えた人69%。西日本新聞、「推進すべきだ」と答えた人28.5%、「中止すべきだ」と答えた人36.2%。佐賀新聞の昨年9月20日に世論調査を発表しましたね。このとき「必要」と答えた人30%、「不必要」と答えた人45%、そしてまた最近、初日の一般質問でも紹介されましたけれども、平成18年9月12日、「必要」と答えた人29%、「不必要」と答えた人55.2%という数字が歴然としております。

これは、私たちも市民アンケートというのはいろんな形でやっております。今進めているのは佐賀市民アンケートですけども、これも日本共産党の責任でやっているわけですけどね。佐賀市民アンケートを例にとりますと、「賛成」と書いた人は11.6%、「反対」と書いた人は69.9%、大町も関心が高いんですけど、大町は「賛成」と答えた人7.8%、「反対」と答えた人46.1%、鹿島も全世帯にアンケート用紙を配りまして、全世帯ですから1万世帯に届けて新幹線に関する質問もやっているわけですけども、これは市長を先頭に在来線を

残せという運動をやっていますので、その反映だというのは当然わかるんですけども、「賛成」は3.3%、「反対」が90%、ですから、一般紙で報道されているアンケートも、我々が独自にやっているアンケートでも、こういう結果が出ている。

ですから、昨年の6月ぐらいからずっと新幹線問題、武雄市議会でも論議になってきましたね。ことしは6月になって急遽またこれがボルテージ、いわば論議が活発になってきているということなんですけれども、この背景には、これだけ莫大な税金を投入して時間の短縮効果、経済の波及効果もなかなか見えてこない、県はそれはしないとやっているわけですからね、試算も出さないとやっているわけですから。それに対して、それだけの価値があるのかと、そういう疑問が一方にある、これだけ広がってきている、そう私はとらえているんですけども、市長はどうなんですか。その点、答弁お願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっと順序が入り繰りするかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

まず、税金の問題から先に申し上げたいというふうに思います。

一つは、ちょっと細かい話になりますけれども、これは法律並びに政令で全国新幹線整備法施行令第8条というところで、国が3分の2、地方が3分の1という負担割合が決められております。さすれば、武雄市はどがんですかという話になりますけれども、その前に具体的な例として、武雄市より便益の多い鳥栖市を例に挙げたいというふうに思います。

鳥栖市は、交付税措置後の実質負担額ですけれども、私は5億円というふうに聞いております。これは県と鳥栖市の負担割合が、県が10分の9、鳥栖市が10分の1、その結果、実質の負担額が5億円、これを10年間で割ると、鳥栖市の場合1年で50,000千円なんです。これが武雄市においても一つの基準になるのかなというふうに個人的には実は思っております。

果たして、皆さんどうでしょうか。この金額がまず高いか安い、財政規模が、例えば、5億円の中で1年で50,000千円といたら、それは高い。しかし、武雄の場合は185億円というプールがあります。その中で、10年間50,000千円。これはさっき孫子の代までというふうにおっしゃいましたけれども、それは私は当たっていないというふうに思っております。我々の世代の中で孫、子供、次世代の皆さんたちに贈るものだというふうに認識をしております。

その中で、3,000億円という議論が出ました。これは、いい、悪いにかかわらず、新幹線の特別会計の中で新幹線に使うというルールがあります。もし武雄がぱつと切ると、佐賀県でぱつと切るとなったときに、ちょっとだんだん私も熱くなってきましたけれども、これは東北新幹線、北海道の新幹線に回るということになるわけですね。どうでしょうか。私

はこの税金論、そして今の財政構造を考えた場合には、ここで賛成しないという選択肢が本来にあり得るかどうか、私は疑問に思っております。

その中で、経済の波及効果であります。これは私も長く役人をやっておりましたので、1人当たり、例えば、5千円落とすとか、10千円落とすでも全然違って来るわけですね。あるいは、武雄市にどのくらい人がおりんさあか、それによっても数字というのは物すごくぶれるわけです。数字も2けたぶれる場合があります、経済波及効果。そういった意味で、私は佐賀県の立場というのは実は理解をしております。これは無責任に出さないのではなくて、もう少し、例えば、武雄の場合やったらどれくらいとまるかと、あるいはどれくらいのインパクトがあるかというのは、もう少しやっぱり見えんぎ、それはなかなか出せないというのは、私は理解をしております。

それと、一般紙のアンケートであります。私も実は選挙期間中に新幹線推進という立場を掲げ、選挙戦を戦い抜いてまいりました。これは多くの議員さんたちと一緒にの立場であります。その中で、一般紙のアンケートも私も全部見ました。分析もしました。その結果、私が思うとおとは、この前の質問でも答えましたけれども、どうも私の肌感覚、政治感覚とはどうもちょっと乖離があるんじゃないかと。もう少し簡単に言うと、知らん人、新幹線の実際の効果、これの説明を聞いていない方々が、ともすれば賛成に回るのが反対に回っているというふうに私は理解をしております。

その結果として、以前佐賀新聞に載りましたけれども、企画部を中心とし、武雄市挙げて今説明会等をやっております。私も市長と語る会で、新幹線の必要性については自分の言葉で語っております。その結果、だんだん、あっ、そいやっぎ賛成ばいというのがふえているというふうに私は認識をしております。その結果として、佐賀新聞に武雄市においては賛成の方が多かったというふうにも記載されておりますので、そういった効果が出てきているもんだというふうに私は思っております。

もとより、そうはいつても新幹線の波及効果、インパクトについては、きちんとまだ説明が足りているかということに関して言うと、まだまだ足りているというふうに私自身は思っておりませんので、積極的な広報展開、そして説明会等を、これまで以上に開催していきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

答弁の新しいところから思い出しながらしていきますけれども、アンケートをとる場合は、賛成ですか、反対ですか、必要ですか、不必要ですか、あるいはわからない、どちらとも言えない、ちゃんと項目が準備してあるんですよね。二者択一はやっていません。ですから、市長が宣伝をする、あるいは、どうもこれは費用対効果を考えて、金がかかり過ぎるなど、

両方に分かれていくんですよ。ですから、皆さん方は公金を使ってどんどん宣伝される。県もパンフレットをつくってどんどん宣伝される。ちょっと待てよという人も中にはいるんですよ。ですから、どちらとも言えない、今の段階ではどちらとも言えない、わからない、こういう人たちが分かれていくんですよ。どっか一方に吸い取られるということじゃないんですよ。もっと私は冷静だと思っています。

もう一つは、その判断をしていく上で、鳥栖の例から武雄市は5億円、去年までは5億円から10億円の自治体負担というふうに言われましたね。これは、武雄市の財政の中で言いますと、5億円だった場合には10年間で割ると年間50,000千円じゃないかと、安いじゃないかという立場ですよ。武雄市民は市民税だけ払っとるんですか。私も市民税、県民税も払っていますし、所得税もおかげさまで払っていますし、消費税も払っています。ですから、単に県が10分の9、武雄市が10分の1だから、武雄市にとっては住民税の範囲でいけばそうかもしれませんよ。住民負担というのは、市町村県民税に所得税に消費税、払うのがいっぱいありますからね。負担というのは一緒なんですよ、本質的には。そりゃ、180億円の予算の中で5億円の位置づけをしますと、ああ、その程度かとなりますよ。我々は税金を払うのに国、県、市に払っているわけですから、トータルでいきますと負担感というのは変わらない。

もう一つは、先ほど市長が言いました1970年の整備新幹線ですね。全国新幹線整備鉄道法、これが最初の法律ですよ。このときには、建設費の地元負担という問題でどう位置づけたかと。確かに質問のやりとりの中で、準備のやりとりの中で国が3分の2、地方は3分の1、その3分の1の割合というのが、県が10分の9、武雄市が10分の1だと。当初はJR、国、地元負担、その3団体でJRが50%、これは整備新幹線のリース料、整備新幹線貸付料、国及び地方負担、線路鉄道施設の第一種工事、これで見えていくと国が40%、地元10%、それでJRも払う。第二種工事では、駅、その他の地域の便益に関する鉄道施設は国が25%、地元25%、これが今市長が言う国が3分の2、地方が3分の1、その3分の1を県と市が負担していくんだと。これはいつ変わったんですか。後で答弁お願いしたいと思います。

もう一つ、市長の答弁がありましたですね。新しい質問に移っていきますけれども、先ほど言いましたように、いわゆるフリーゲージトレインでいくんだと。ということは、在来線の狭軌の鉄道、これを新幹線用に広軌に変えていく、ですから、フリーゲージトレインが必要なんだと解されていますね。どこから広軌になっていくのかと。10億円の予算というのがついたと言いますが、長崎駅の調査等々も中に含まれていますね。そうすると、長崎から諫早まで広軌で来るのか、あるいは武雄から諫早間は高架で複線で広軌の鉄道でいくのか、そこら辺、一体どこまではっきりしているんですか。フリーゲージトレインを採用するんだと、それでJR西日本に乗りかえなしで行けるんだと。そうすると、フリーゲージトレインというのは、何かの説明では武雄で減速をして、軌道を変えていくんだという説明、何

か私聞いたことあるんですけどね、そこら辺、どこまでどうなってるんですか、答弁お願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

2点の御質問があったと思います。

まず、負担割合については、平成14年の施行令の改正で変わったというふうに認識しております。

フリーゲージトレインの御質問でございますけれども、鳥栖までは広軌、それ以降は当面は狭軌だという報告を受けております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

新幹線の問題でもう1点聞いておきますけれども、総工費2,700億円、長崎 - 諫早間が500億円、現在3,200億円と言われてますね。佐賀県が1,000億円、長崎県側が1,700億円プラス長崎 - 佐世保間の工事が入ってくるわけでしょう。これは現在の試算で出された建設費用ですよ。当初の建設費というのは変わっていくんですよ。安くなったことはないですね、高くなることはあっても。例えば、鹿児島新幹線で言うと、当初の説明では4,568億円、実際に工事が終わった時点では6,400億円、まだ終わっていませんけど。1.4倍になったんですよ、全体の流れから見ますとね。

武雄も、例えば高架事業で見ますと、佐世保線連続立体交差の事業でいきますと、高架事業でいきますと、当初県として負担割合は武雄10%でした。武雄市の負担は10億円、当初の説明では、パンフレットにも全部そう書いてありました。そしたら、高架事業は110億円のできるんだと。そのうち、JR5%、県が95%。95%の中で武雄市が10%負担すると、そう負担割合が決まっていますね。ところが、何年ですか、計画決定されてから。四、五年もたたないうちに、これが140億円にふえていました。1.4倍ですよ。武雄市議会も執行部も知らん間に、武雄市の負担は10%から12%にはね上がっている。武雄市の財政負担は10億円から16億円に、1.6倍になっている。そういう事実がここで明らかになったことがあります。

ですから、それは皆さん方、当初100億円と言ったのが140億円になるとか、物価上昇等々もあるわけでしょうから、あるいは人件費も当然上がっていくでしょうからね、わからないでもありません。しかし、1.4倍、1.6倍というのは普通になってきている。そういった意味では、古川知事が県費負担は217億円だと。このうち交付税措置があるから、実際にもっと少ないと。そしたら、交付税措置があるという前提で、市長も5億円から10億円の財政負担

というのは、そう大きな荷物じゃないという認識でしょう。ところが、交付税が果たしてその保障があるのかどうかと。今でさえ交付税は減ってきているでしょう。合併特例債もあるんですけども、これは75%起債ができる。あと交付税措置が出てくると、果たしてみんな信用しているのかどうかということもありますよ。ですから、心配がふえてきているということでもあります。

もう一つは、環境問題にあわせて質問していきますけれども、博多から武雄間、佐世保まで「みどり」が上下32本走っていますね。これに長崎ルートで上下64本、これは武雄に何本とまるんですか。

議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

前田企画部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

現在、特急が32本通っておりまして、これは新幹線整備後も同じということで聞いております。

それから、新幹線が整備されますと、新たに64本が武雄を通るということで、この停車本数については、国、県についても半分程度とまるということで聞いております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

時間の関係で先に行きます。

上下64本走る、ですから半分程度ということは、上り16本、下り16本ですね。そうしますと、先ほど長崎のパンフレットじゃないですけども、最速という場合に、諫早 - 佐賀 - 博多と、これが最速という計算の基礎になっていますね。武雄に16本とまる。同じ数が嬉野にもとまるんでしょうか。それまた未知数のところがありますね。そうしますと、武雄 - 嬉野間というのは駅が二つあるわけですから、武雄に16本とまるとなれば嬉野も16本とまると、こうなるでしょう。武雄にとまらん分は嬉野にとまるとかね、そういう話がありますからね。そうしますと、時間短縮というのは、そんなに図られないという感じがいたします。

そこで、環境の問題で最後に質問しておきますけれども、本数が96本あります。特急32本に新幹線64本、それに、朝調べましたら普通車が上下29本、ですから、佐世保線高架事業を走るの32本と29本ですから61本ですか、上下。それに、新幹線長崎ルートで64本走る。始発はないでしょうから、朝一番何時に通るか、まだ未定のところあるでしょうけども。しかし、少なくとも朝7時から夜11時までと想定した場合に16時間、16時間の間に高架を走る特急「みどり」と普通、新幹線を走る64本の半分、上下ですからね、10分に1本、8分に1本



ですよ、高架と新幹線が走るのが。同時があるかもしれませんね。

そうしますと、環境問題というのは振動、騒音、いろいろなものがあります。日照権の問題もあります。これは特に振動、騒音で聞いていきますけれども、この高架の防音壁から、そして市役所の壁ですね、約20メートル。新幹線は併設駅ですから、幾らかカーブをとりながら諫早に向かっていくんでしょう、既に中心点を打たれていますね。地図上打たれていますね。こんな狭いところに市役所の北側の壁と、新幹線が通るかもしれないその防音壁との間で何メートルもないでしょう。どうなるのかと。これは一般質問の初日のときに、市長が市役所の移動のことも若干触れられましたですね。それは想定内なのかどうか。

もう一つは、これはずっとカーブをとっていきますとね、この中に住宅、武雄区も含み、竹下町も含み、下西山、武雄併設駅ですから、ずっとカーブをとりながら上西山の若葉台団地の南をふって、東川登の不二コンの方に顔を出していきますね。今、中心点から1.5キロ、1.5キロ、3キロにわたる環境影響調査があっているんですか。平成2年に大村ルートのとときに1回環境影響調査をやっていますよね。

それで見えていきますと、果たして今のルートで市役所での業務だとか、あるいは住民サービスの提供だとか、環境によってどうなのかと。住宅はもちろんです。新幹線の騒音の許容範囲というのは70ホンですか。70ホンと言われているか、新幹線の許容範囲というのは。70ホンですね。70ホンというのはどの程度かということ、地下鉄に乗っているときの騒音だと。もう一つは振動でいくと、振動はまだわかりませんね。商業地域については75ホン、住宅については70ホン、こちら辺は市長、どういうふうに考えておられますか、その走るルートと、そして市役所の位置と。佐世保線高架と新幹線が通るかもしれない間の住宅地の環境問題というのはどういうふうに考えておられるんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、数字の話からさせていただきたいというふうに思います。

今、現行の遮断時間、これは7時から9時まで、5分59秒であります、立ち上げると。これは時間で換算すると、3分ゼロ秒が踏切によって遮断されている時間です。今後、新幹線が整備された後の合計については、同じく7時から9時のデータでありますけれども、12分15秒となります。これは時間的に換算すると、時間当たり6分8秒というふうになります。これをもって私は環境影響はそんなではないというつもりはありません。しかし、新幹線の便益、効果等を今後考えた場合に、私はこれは決して多くはないという数字だというふうに認識をしております。

その中で、2点目の新幹線が通ったときに、じゃあ市役所はどがんなあですかということですが、これは可能性の問題として市役所の移転も考えるべき問題であるというふう

に思っております。単に職員だけではなくて、市民多くの皆さんが市役所にお越しになります。そのときに、ここが一番揺れよったということになったら、それは市の表玄関としていかなものかと思っておりますので、それはルートをきちんと見ながら移転の計画というのは考えるべきだというふうに思っております。

最後に、環境影響評価であります。御案内のとおり、平成14年に一定のルートが公表されております。今後、着工後に実施設計、測量により正式なルートが決定される予定であります。今のところ、新線が建設される東川登町で日照の問題等が考えられるというふうに私自身は認識しておりますけれども、正式ルートが決定をすれば、地元との協議を行い、環境問題が最も少なくなるように、抑制的になるように、私自身も知事と協議をしながら働きかけていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

だんだん時間が迫ってきておりますので、新幹線問題については今後またいろんな宿題も残っておりますので、議論していきたいということで、三つ目の質問に移りたいと思います。

そこで、質問の通告としては、だれもが安心して介護を受けられるような制度の充実をという通告をいたしております。

そこで、最初の問題ですけれども、市長の「具約42」、この「ぬくもりのある元気な武雄」というところで3ですね、「佐賀県一になる予定の水道料金、固定資産税の税率、介護保険料等の引き下げに向けて、専門審議会を設け、検討を開始します（H20、予-）」というふうになっています。どうしてここに下線が引いてあるのかなと上を見ますと、「重点政策については、全体に下線を付しています」と。ですから、市長の重点課題であることは私も評価したいし、ぜひその実現に向けて努力をしていただきたいと思うんです。

これは、具約を公表されたのは4月8日ですね。介護保険事業計画の見直しにより、4月から改定される県内7保険所の65歳以上の介護保険料が出そろったとして、県平均月4,514円、23%の増。中でも杵藤地区介護保険事業所、これは武雄も入っているんですけれども、月3,634円が5,123円に、月額1,489円、値上げ幅41%、県内全国平均も県内平均も大きく上回りました。これが新聞報道されたのは平成18年3月31日です。

ですから、市長が具約を公表される4月8日、新聞発表が3月31日、その後、私のところにも何でこんなに介護保険が高くなるのかという問い合わせがありましたから、当然市長のところにもそういう問い合わせはあっているだろうというふうに思うんです。そういう具約に発表された背景もあるんでしょうけれども、そこら辺は私の勘違いかどうか分かりませんが、そういう市民の要求にこたえるという観点については同じだろうと思うんですね。

そこで、市長にお伺いしたいのは、平成20年をめどにとになっておりますけれども、専門審

議会の立ち上げの時期、水道料金の中には最速平成20年という答弁、私に対する答弁もあっていました。そういう時期設定についてはどう考えておられるのか、まずそこから聞いていきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

介護保険料の見直し等については具約でも掲げており、最速平成20年度から行いたいというふうに思っております。ただ、このスキームが武雄市単独で決められるものではないと。杵藤広域圏の中で私は管理者を務めておりますけれども、その中での協議が必要であるということも認識をしております。その中で、専門審議会の位置づけについては、さきの一般質問で、私並びに企画部長から答弁をしたように、今、武雄市民の行革の懇話会の中で種々の論議がスタート、火ぶたを切ったところであります。その中で審議会を立ち上げて、いろんな角度から考えていただければというふうに今のところ思っております。立ち上げ時期等については、まだ未定であります。もう少しちょっと時間をいただければというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

介護保険事業所というのは広域圏でやっていることを市長は理解された上で具約を出されましたですね。私は、広域圏に加入している構成市町村の議員からも期待していると、管理者である武雄市長が介護保険料を引き下げると、審議会を設けるというふうに公約をされている、そういう声を聞いています。

これは武雄市だけが一般財源から投入するならもちろん別ですけれども、広域圏全体で考えていく上では審議会は、その広域圏全体を視野に入れた専門審議会になりますね。そして、国は一般財源から繰り入れていく介護保険料を下げるというのは許さないと、とんでもない三原則ですけどね。これは市長も余計なことだと国に言ってほしいんですよ。国は介護保険料の全額免除、これはだめだと。一般財源の繰り入れ、これもだめだと。収入審査だけの減免は不相当とする、こういう三原則を出して、そんなこと言う前に国庫負担25%を5%引き上げて、全国市長会が要求しているように、30%の国庫負担に戻すならば値上げをしないで済むと。全国平均24%の値上げですけれども、この国庫負担を25%、少なくとも30%財政調整交付金を、調整じゃなくて国庫負担に入れれば3,000億円出てくるじゃないかと。これは全国市長会の要求じゃないですか。そこは市長も入っている全国市長会は、国に対してどういう要求をしていますか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

全国市長会では私は新人ですので、詳細は承知しておりませんが、調べたところによると、そういった主張はされておりますし、私も全国市長会の新人メンバーとして、そういった要求は中でもしていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ぜひそういう方向でやってほしいと思います。

ですから、介護保険料の引き下げという場合に、市町村独自で一般財源からの繰り入れをやっているところもありますけれども、基本的に介護保険料の値上げの最大の要因というのは、国が国庫負担を引き下げたという問題ですよね。もともと介護保険が発効したときは50%国庫負担でしたから、それで、国、県、市町村25%ずつでしたでしょう。これをさらに25%にする、こんな国の勝手なやり方を放置しとったんでは、ますます市町村の、あるいは広域圏であれ、市町村であれ、介護保険事業所の財政というのは大変になってきます。そういう点では、市町村独自の努力というのはもちろんですけども、国への強い要求を出していただきたいというようにお願いをしておきたいと思います。

もう一つは、大幅値上げと同時に、独自の低所得者対策、これが広域圏でやられるとすれば紹介をしていただきたいと。と同時に、何でこれを言うかといいますと、介護保険料の値上げは4月からですよ。4月から介護保険料値上げをしたと。これは発表が4月からですから、それまでに随分試算されていると思うんです。ところが、国の定率減税の半減、来年これは縮小、廃止になりますね。さらに高齢者負担増になっていくんです。

年金生活者への年金控除の廃止、280千円廃止になりましたね。これは武雄でも論議になりましたけれども、65歳以上の高齢者の控除額500千円、これがなくなりました。そのことは、今まで所得税がかかっていない人がかかるようになる、あるいは住民税非課税措置も65歳以上の高齢者は、年間1,250千円以下の人は住民税非課税でしたけれども、これが住民税課税世帯になり、したがって、国保税も介護保険料も値上げになる。すると、介護保険料独自の値上げと、もう一つはこういう国の改悪によって、高齢者負担増に伴う介護保険料の増額とありますね。控除かれこれも含めて、このことはカウントされているんですか。介護保険料を値上げしたことによって増額になりますね。もう一つは、所得税、住民税がかかっていない人たちが住民税がかかるようになったと。これによって介護保険料も階層が上がっていきますね。すると、二重に負担がかかってきているんじゃないかと思うんですけども、そこら辺はどうなっているんですか。カウントされているんですか。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

介護保険料に定率減税等の分カウントされているのかということですが、介護保険については利用料の減額、それから減免条項等、広域圏の介護保険条例で定められております。定率減税等については、カウントされておりません。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうしますと、介護保険料そのものの値上げと増額された分と、住民税が新たに課税されたことによって、低所得者対策には回ってきますけれども、新たにその分での介護保険の引き上げ、階層が繰り上がったという例も聞いておりますので、そういった意味での増額分というのはカウントされていないとすれば、プラスになってきますよね。調定が6月1日、納税通知書が6月ですから、そこら辺は最終的には調整されるんでしょうけれども、後ほどまた委員会でも説明をいただきたいというふうに思います。

だんだん時間が迫ってきましたので、次に移りますけれども、福祉用具の問題ですけれども、これは要介護1以下の軽度の高齢者は、4月から原則として車いす、介護ベッドなどの貸与が受けられなくなる。介護保険の制度がそれだけ改悪されていくんですよね。従来の利用者への経過措置、これも9月末が期限。そういう点では高齢者の不安は高まっていますね。これを武雄はどうするのかということですが、今まで貸与していた福祉用具を決して取り上げることのないように、そこら辺の配慮が求められているというふうに思うんです。今後どうするのか、答弁いただきたい。

と同時に、ここで言うておきますけれども、厚労省の事務連絡が来ていますね。そういう高齢者の不安にこたえなければならないということから、厚労省の通知を見ますと、機械的に一律に貸与していた福祉用具を回収するのではなくて、利用者の利用継続の意思を確認することと、いわば勝手にとったらだめですよ、貸していた物を返せと言ってはだめですよ。本人の意思を確認した上で、本人が利用を継続していきたいとなれば、それは尊重しなさいということなんですけれども、全国的には実際に返してもらうとか、あるいは、あなたはもう利用できなくなりますから返してくださいという通知をやったりしている、こういう事例があれば出していただきたいし、武雄市としてはそれはしませんと。もうこれは武雄市独自の問題だけではないですね。しかし、独自の福祉事業から介護保険に移るということもありますので、そこら辺をぜひ答弁お願いしたいと思います。

次に、配食サービスについて、あわせて聞いておきたいと思います。

この配食サービスが、いわばこれも従来武雄市の独自の福祉事業として継続されてきまし

た。これは山内も北方もそうですね。これが介護保険の食の自立支援事業というふうに位置づけられて、介護保険の中に組み込まれる、制度としてはそうなっています。武雄市としては、従来の福祉事業として継続していくのかどうか。そうしませんと、武雄市で委託料22,000千円でしょう。山内、武雄、北方入れますと、委託料22,000千円ですよ。鹿島、白石、その他の大町、江北、嬉野市、これらを入れていきますと、配食サービスの委託というのはもっとふえてきますよね。これが広域圏ですべて介護保険予防事業の中に入れてしまう。また介護保険の給付事業、これが高くなるという関係が出てきますね。そこは武雄市独自の福祉事業として継続をしていただきたいというふうに思うんですけれども、その考え方を聞いておきたいと思います。

もう一つは、この配食サービスで、ちょっと私も認識不足のところがあったんですけれども、6月議会の福祉生活常任委員会では、合併前は山内は1日1食の週3回と、北方が毎日1回7日間と、武雄が週5日、1日1回であったわけですよ。山内の週3回、これは合併によって7日に改善されました。私の認識としては、合併を機に北方水準に合わせるんだと。北方はそれまで江北、大町と一緒に杵島農協に 杵島農協で今言わないですか、JA佐賀みどりですか に委託をしている。ですから、北方水準に合わせられたんだと。私は何度か言ってもらったんですよ。いや、武雄は5日間でしたけれども、7日になりますと。私も早合点したかもしれませんが。

実際には、よかったと思われた人が、旧武雄市の人ですけど、いや、市から5日と言われましたということで、私もその事実を改めて知ったわけなんですけれども、そこで委託料が22,000千円ですよ。合わせると、158名に1食300円でやられている。この配食サービスというのは、私もここで随分論議をしてきてやっと制度化されたんですけれども、食事を賄うことが困難な65歳以上のひとり暮らしの世帯や高齢者のみの世帯などに、高齢者向けの栄養のバランスを考えた食事を提供する、夕食を提供する。そして、自宅まで配達することによって安否の確認を行う。いわば配食サービス、単に食事を配るだけじゃなくて、トータルな福祉事業だと私も位置づけておりますし、この制度ができたことを喜んでおります。

ところが、そこで質問ですけれども、委託料22,000千円の委託先が3カ所ありますね。北方は7日、1日1食、山内は7日の1日1食、どうして武雄だけが5日間の1日1食でいいのかと。きのうまでみたいに3連休続きますと、3日間お休みですよ。食の自立支援事業と言いながら、何でもこういう違いを放置しているのか、そこら辺改善の方向も含めて、答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、介護保険の問題でございますが、利用者に配慮した取り組みをとということで、今後どうするのかということでございますが、制度改正による状況を把握して、介護保険事業所、ケアマネジャーと十分連絡をとって、配慮した取り組みをしていただきたいということを考えています。

また、説明いたしますと、車いすや特殊寝台などは要介護1までの方については原則として保険給付の対象外となりました。しかし、例えば、車いすについては介護認定の直近の基本調査時に、日常時に歩行困難と認められた方に対して、また、特殊寝台についても日常的に起き上がりや寝返りが困難と認められた方に対しては保険給付の対象となるということでございますので、介護保険事業所と十分調整をとって進めたいというふうに考えています。

それから、介護ベッド等を取り上げた事例はということでございますが、現在までのところ把握をいたしておりません。

それから、配食サービスについてでございます。今後どうしていくのかということでございますが、配食サービスについては、市として継続をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、御指摘のとおり、旧武雄市の配食サービスは5日で、北方町、山内町については7日でございます。合併になったとき統一しようということ協議をいたしておりましたが、実際、現在のJAとの協議の中で、7日については非常に難しいという話をお伺いしたところでございます。土日に多くの業務が入るというようなことから、そのように承っております。

今後の対応についてでございますが、利用者の配食回数増の意向をお聞きしながら、週7日配食可能な事業者がいらないかどうか、そういう体制ができないのか、今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

福祉事業については、国の通達も来ていますからね。今、通達とは言いませんか、通知です。機械的な対応をしないようにと、これは断固守っていただきたいというように要請しておきたいと思えます。

配食サービスについては継続していくということは、食の自立支援事業として介護予防の事業の中に組み込まないと、武雄市独自の福祉事業としてやっていくんだと。それは継続していくというのはそういう意味ですね。 はい。

もう一つは、委託業者の関係ですけど、どこでも、例えば、江北、大町、北方、これもJAとの委託契約ですよ。武雄もJAとの委託契約、白石は白石農協との関係で委託契約を結んで、あそこは365日、1日2回ですよ。ここもJAとの委託契約ですよ。同じJA組

織でも、それは合併したりなんかしていますから、経営体は違うということなのかも知りませんが、どうしてこんなにJAでも違いがあるのかなど。

委託する側の問題ですよね。こういう条件で委託したいけれども、どうなのかと。委託業者の都合、そりゃ労働者ですから、週2日休みというのは保障しなければなりません。しかし、22,000千円の委託料、武雄でいえば幾らですか。旧武雄市でいえば、北方が7,488千円、山内が2,915千円ですから、これを足すと約10,000千円ですから、約12,000千円、旧武雄市でいいますとね、12,000千円の予算を組んで委託をするわけでしょう。

希望調査も大事ですよ。何度も何度も、それは希望調査をするのはいいですよ。しかし、原則は最も困難な人、例えば、近所に子供もいない、遠くにいる、毎週毎週帰ってこれないと。生鮮食品の売り場も遠い。最も困難な人に合わせて原則制度を確立すべきじゃないですか。ですから、子供さんがおるでしょうと、私、業者から言われましたよ。子供さんが1週間に一遍来てつくってくんさっきですって、それは委託業者が言うべき問題じゃないでしょう。委託された業者が言うべき問題じゃないですよ。委託する側がどういう委託条件を出すのかと、ここを毅然としておきませんと、予算を出すのは市ですよ。そういう条件で事業を受けてくれと、このことが大事なんじゃないですか。

ですから、北方が7日、山内が7日であれば、武雄も同時スタートとして7日にすべきだと。業者の都合で武雄だけ5日で我慢してくれと、これは行政の不公平なんですよ。ですから、1週間になってよかったと言っておられるのに、市の説明では5日になりましたと。何でこんなことが起こるのかというふうに考えていますので、これは公表されますから余り厳しいことは言えませんが、委託業者を変えてでも1週間、7日をきちんとやれる、その体制をつくっていただきたい。これは強く要求していきたい。差別されているんです。本当に頭にくるんですよ。同じ高齢者で、北方に住んでいる人、山内に住んでいる人、武雄に住んでいるのに何で5日間なんだと怒りたくなりますよ。

ですから、受けられないのであれば業者を変えなさいと言わざるを得ませんね。ですから、これまでの歴史がありますので、従来の委託業者と話し合っ、あなた方の週2日の休みも保障しつつ、臨時的に対応していく。連休が3日続きますと、3日間食事が来ないんですよ。そういうことを十分考えて、自分の問題として考えたときにどうなのかなんかをぜひ考えていただきたい。後で市長、うなずいておられますからね、ぜひひとつ共感されるところがあるんでしょうから、あと時間がありませんけれども、後ほど答弁いただきたいと思います。(発言する者あり)じゃあ、今お願いします。よろしくお願いします。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

先ほどの配食サービスの件でお休みになるということに関して、行政の不公平、不公平だ



というのは、私もそれはうなずける部分があります。業者を変えてでもということまではここで申し上げるつもりはありませんけど、ちょっと一たん我々の方で引き取って、JAさんとよく協議をしていきたいというふうに思っております。御指摘そのとおりだというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ちょっと私も業者を変えてまでもというのは行き過ぎかもわかりませんが、これまでの経緯がありますからね、貢献されてきたという経緯もありますので、ぜひそういった委託料と、それにふさわしい委託契約を結んでいただいて、受ける側の立場に立って、ぜひ双方理解の上に、一番いいのは継続しつつ改善されることですから、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

最後に、武雄市道路占有について質問をしたいと思えます。

質問最後になりますけれども、これは6月議会の議案質疑の際に、予算との関係で問題点の指摘をしておきました。そこで、6月議会での答弁を改めて思い出しますと、今回の予算計上、平成18年度の予算計上については、本数等を精査してその分で予算計上はしておりません、これが一つの答弁でした。二つ目は、占用料の徴収について、条例では2カ月以内に納入通知書を出して一括納入していただく、徴収する、これが5月31日の出納閉鎖までと。これが実際には12月過ぎておりましたので、条例どおり改善していきたい。3番目が、北方が従来甲の水準で徴収していたと。これが合併になって新武雄市も甲の水準になるということですから、全額、金額の設定をし直すと。これは条例改正が伴いますよね。条例改正、これは議決を求めないとできないわけですから、19年度はそういう形で予算編成していきたいというのが、6月議会議案質疑での部長の答弁でした。

そこで、条例では第2条で、占用者から徴収する額は別表の占用料の欄に定める金額、これにより市長がこれを許可し、同意をした占用物件に対応し、別表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得ると、いわば条例に基づいて徴収するんだと。第1種幾ら、第2種幾らとありますよね。第1種1条は1,300円、九電の場合ですね。2条が1,700円と。これは料金が決まっていますよね。

そこで、時間がありませんので、どうして条例どおりにNTTに対しても九電に対しても請求できないのかという問題であります。例えば、これは県の指導と言われました。どうして県がそんなことを指導するのか。これは土木事務所が出した武雄市に対する通知ですね。これを見ますと、「道路占用料の算定に係る電柱私物等について（通知）」、これは県の土木事務所から来ています。共架電線の延長の算定、電線の延長の算定に当たっての平均電線条数は、1、31条として算定すること。それから、これはNTT西日本に対してですね。九

州電力株式会社に係る占用物件について、電柱の種別については第2種電柱として算定すること。すなわち第2種で平均して徴収しなさいということですね、わかりやすく言えば。武雄市は条例を持っているけれども、県の土木事務所の通知は2種で平均してしなさいと。

国の、これも国交省の通知ですか、県も国の通知を根拠にしているんでしょう。これ、国交省の通知で、当該単位地域内の電柱等1本当当たりの平均条数により行うものとする。この国交省の通知、県の土木事務所の通知、これと武雄市の条例、どちらが優先するんですか。これは一つ答弁をしていただきたい。

感覚的に言いますと、武雄市は条例をつくって、来年また条例改定しようとしているのに、国の指導、県の指導みたいなもんですよ。平均条数でいいですよと、こんな指導はないだろうというふうに考えておりますので、答弁をしていただきたいと思います。

もう一つは、平成18年度平均条数、国、県の通知による平均条数で徴収した場合と、平成19年から条例を変えて1本1本条例に基づいて徴収した場合との差額、年間758,580円違う。ですから、この間ずっと平均条数でしてきましたから、NTT、九電は得してきたわけですよ。条例が私は最優先すると思いますので、条例どおりにきちんとしていただきたいというのが私の質問であります。答弁お願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答え申し上げたいと思います。

平成8年度に、当時の建設省道路局通達で「占用料徴収事務の取扱いについて」、これによって平均条数により行うものというふうに来ておりますので、この通達に基づいて県が毎年平均条数を定めております。武雄市としてもこれを参考に、占用料をこれまで決定してきているところでございます。

それと、現在の申請の書類が条例改正前の条例に基づいての申請になっておりまして、それを引き継いでおりますので、種別等の確認ができないでおります。これは申請書すべてにおいて再提出をしていただく必要がございますので、この再提出をしていただくまでは現在の申請書で行っていくということになるかと思っております。すべての修正を行う必要がございますので、かなりの時間がかかりますが、平成21年度末までにはすべての占用物件について更新が必要ということになりますので、占用の更新をそのときにいたしますので、整理を全体的に行いたいというふうに思っております。

それから、徴収の金額の差でございますけれども、済みません、議員の方に差し上げた70何万というのはちょっと違っておりまして、済みません。

〔22番「後で訂正を」〕

はい、後で訂正をさせていただきたいというふうに思います。金額は、18年度現在の分で

いきますと、年間99,600円、19年度で124,500円程度の差になるうかというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

もう質問時間は終わりましたけど、大事なことを答弁されていませんので、市長に一言お聞きしたいのは、条例が最優先するんでしょうと、国の通知かれこれで、答弁が抜けとるじゃないですか。どっちでもいいですよ、答弁してもらって。条例が優先するのか、通知が優先するのかというふうに……（発言する者あり）何て。条例が優先しますね。そのことを確認したいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

先ほどの地総債の残高でございますけれども、スカイバスにつきましては……（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

基本的には条例が優先する、それに向けて今整理を進めている、そういう状況であります。

以上でございます。

〔22番「以上で質問を終わります」〕

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で22番平野議員の質問を終了させていただきます。

次に、4番松尾陽輔議員の質問を許可します。登壇を求めます。4番松尾議員